

滋賀県公報

 令和 5 年 (2023 年)

 6 月 2 2 0 日

 第 4 2 0 号

 火 曜 日

毎週火・金曜 2回発行

り 次

○ 告	$ar{\pi}$	
道路の供用開始	(道路保全課)	1
〇 公	告	
宅地建物取引業	者に係る確知公告(住宅課)	1
○ 環	境 事 務 所 告 示	
土壤汚染対策法	による形質変更時要届出区域の指定(南部、甲賀)	2
○ ±	木 事 務 所 公 告	
都市計画法に基	づく開発行為に関する工事完了公告(湖東)	2
〇人	事 委 員 会 公 告	
令和5年度障害	者を対象とした滋賀県職員等採用試験公告	2

告 示

滋賀県告示第272号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和 5 年 6 月 20 日から令和 5 年 7 月 4 日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考	
	守山市水保町字北川1214番3地先から		I - 79 6	
 国道477号	守山市水保町字北川1214番3地先まで	令和 5.6.20	L = 72.6 m	
国担411万	守山市水保町字北川1327番25地先から	12時	T — F2 A.	
	守山市水保町字北川1327番地先まで		$L = 53.0 \mathrm{m}$	

公 告

宅地建物取引業者に係る確知公告

次の宅地建物取引業者については、その所在を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第67条第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過してもその所在の申出がないときは、同項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和5年6月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 宅地建物取引業者の商号、代表者氏名、主たる事務所の所在地、免許証番号および免許年月日 商号 株式会社ライフアドバンス

代表者氏名 奥田幸三

主たる事務所の所在地 草津市平井一丁目4番13号

免許証番号 滋賀県知事(2)第3508号

免許年月日 令和2年3月20日

2 申出先 滋賀県土木交通部住宅課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4231

環境事務所告示

滋賀県南部環境事務所告示第1号

土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号) 第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。 令和5年6月20日

滋賀県南部環境事務所長 卯 田 隆

第 420 号

- 1 指定する区域の所在地 次に示す土地の一部の区域 守山市小島町字中島532番および守山市川田町字南林252番1
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壌溶出量基準(土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の 基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 砒素およびその化合物
- 4 土壌含有量基準 (規則第31条第2項の基準をいう。) に適合していない特定有害物質の種類 なし (「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県南部環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

滋賀県甲賀環境事務所告示第3号

土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号) 第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。 令和5年6月20日

滋賀県甲賀環境事務所長 青 木 純 一

- 1 指定する区域の所在地 湖南市高松町2番1の一部
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壌溶出量基準(土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の 基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 砒素およびその化合物
- 4 土壌含有量基準 (規則第31条第2項の基準をいう。) に適合していない特定有害物質の種類 なし (「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県甲賀環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

土木事務所公告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年6月20日

滋賀県湖東土木事務所長 野 田 英 男

開発許可を受けた者	開発区域の名称	面	積	検 査 済 証		
の住所・氏名	用光区域 07 名 你	Щ	作具	交付年月日	番号	
犬上郡多賀町久徳926番地	犬上郡多賀町大字月之木字	498. 5	-0 m²	令和 5. 6.13	000323	
谷口佳樹	野神3番1	498. 3	00111	市作り、0.13	000323	

人事委員会公告

令和5年度障害者を対象とした滋賀県職員等採用試験公告

令和5年度障害者を対象とした滋賀県職員採用試験および滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験を次のとおり 行います。この試験は、障害者の雇用の促進を図ることを目的として行うものです。

なお、詳細については、当人事委員会事務局に問い合わせてください。

令和5年6月20日

滋賀県人事委員会委員長 池 田 美 幸

- 1 試験区分、採用予定人員、勤務予定先および職務内容
 - (1) 滋賀県職員採用試験

試 験 区 分	採用予定人員	勤務予定先	職務内容
一般事務	3人程度	知事部局の本庁各課、各行政委 員会事務局または地方機関もし くは県立学校等	一般行政事務
警察事務	1 人程度	警察本部各課または警察署等	一般事務(深夜、交替制等 の変則的勤務を伴う場合が あります。)

(2) 滋賀県市町立小·中学校事務職員採用試験

試 験 区 分	採用予定人員	勤務予定先	職務内容
		滋賀県内の市町立の小学校、中	情報処理、台帳整理、出納
小·中学校事務	2人程度	学校または義務教育学校	会計事務、給与事務、備品
			管理等の事務

備考 各学校における事務職員の配置は、原則として1人で、県職員との人事交流はありません。

2 受験資格

- (1) 次の全てに該当する者
 - ア 平成元年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者
 - イ 次に掲げる手帳等の交付を受けている者
 - (ア) 身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (4) 都道府県知事または政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者
 - (ウ) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医または障害者職業センター により知的障害者であると判定された者
 - (エ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - ※ 上記の手帳等は、受験日当日および採用予定日において有効であることが必要です(採用予定日において 有効でない場合は、最終合格後であっても採用されません。)。
- (2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 滋賀県職員として(小・中学校事務の場合は、滋賀県教育委員会により)懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
 - エ 日本国籍を有しない者(警察事務の試験区分に限る。)

3 第1次試験

- (1) 試験日 令和5年10月22日(日)
- (2) 場所 滋賀県大津合同庁舎 (大津市松本一丁目2番1号)
- (3) 方法 教養試験、作文試験および適性検査を次の方法により行います(200点満点)。
 - ア 教養試験(配点100点) 択一式により、公務員として必要な時事、社会・人文、自然に関する一般知識および文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力について、高等学校卒業程度で筆記試験を行います。
 - イ 作文試験(配点100点) 文章による表現力等についての筆記試験を行います。
 - ウ 適性検査(点数化はしません。) 公務員として必要な適性について検査を行います(第1次試験の合格者のみ判定を行います。)。
- (4) 第1次試験合格者の発表 令和5年11月中旬に滋賀県職員採用ポータルサイト (https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/) において受験番号で発表するほか、合格者全員に通知します。

4 第2次試験

- (1) 日時および場所 令和5年11月下旬に大津市内で行います。詳しい日時、場所等は、第1次試験の合格者に通知します。
- (2) 方法 第1次試験の合格者に対して、口述試験を次の方法により行います(200点満点)。 口述試験(200点満点) 人物について、個別面接による試験を行います。

なお、最終合格者の決定は、第1次試験および第2次試験の合計得点により行います(400点満点)。

- 5 最終合格者の発表 令和5年12月上旬に滋賀県職員採用ポータルサイトにおいて受験番号で発表するほか、第2 次試験の受験者全員に通知します。
- 6 採用および給与
 - (1) 採用日は、令和6年4月1日を基本としつつ、合格者に令和5年度中の就労可能時期も併せて確認し、欠員等の状況を踏まえ決定します。なお、合格者の希望日に採用されるとは限りません。
 - (2) 給料は、月額170,816円(地域手当を含みます。)です。そのほかに扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。なお、この額は、令和5年4月1日現在のものです。昇給は、原則として毎年1回行われます。
 - (3) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。また、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

7 受験手続および受付期間

(1) 申込用紙の請求 受験案内および申込書を郵送で請求する場合は、角形2号の返信用封筒(宛先を明記し、140円切手を貼付したもの)を「障害者採用請求」と朱書きした封筒の中に入れて、滋賀県人事委員会事務局(大津市京町四丁目1番1号、郵便番号520-8577)に請求してください。

なお、受験案内および申込書は、滋賀県庁、県内の各合同庁舎等で配布しています。

- (2) 受験の申込み
 - ア インターネットにより申し込む場合には、滋賀県職員採用ポータルサイトから「しがネット受付」に接続し、 申込画面上の注意事項に従って申し込んでください(推奨)。
 - イ 申込書を持参する場合は、申込書に必要な事項を記入し、滋賀県人事委員会事務局に提出してください。
 - ウ 申込書を郵送する場合は、簡易書留または特定記録郵便により滋賀県人事委員会事務局に送付してください。
- (3) 受付期間
 - ア インターネットによる場合 令和5年7月14日(金)午前9時から令和5年8月22日(火)午後5時までです。 ただし、システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。また、通信回線上の障害等のトラブル については、一切責任を負いかねますので、余裕を持って申し込んでください。なお、試験当日、点字問題で の受験を希望する場合は、必ず8月14日(月)までに申し込んでください。上記期限までに申込みがない場合は、 点字試験の対応はできません。
 - イ 持参による場合 令和5年7月14日(金)から令和5年8月22日(火)までの執務時間中に受け付けます。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日は、受付を行いません。また、試験当日、点字問題での受験を希望する場合は、必ず8月14日(月)までに申し込んでください。上記期限までに申込みがない場合は、点字試験の対応はできません。
 - ウ 郵送による場合 令和5年7月14日(金)から令和5年8月22日(火)までです。ただし、令和5年8月22日(火)までの消印のあるものに限り受け付けます。なお、試験当日、点字問題での受験を希望する場合は、必ず8月14日(月)までに申し込んでください。上記期限までに申込みがない場合は、点字試験の対応はできません。
- (4) 受験票の交付 申込書を受理した場合は、受験票を交付します。
- 8 試験結果の開示 この試験の結果については、口頭により開示を請求することができます。

電話等による請求では開示できませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類(学生証、運転免許証、旅券等)を持参の上、次表の開示受付期間中の午前9時から午後5時までの間に、滋賀県人事委員会事務局までお越しください。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日は、受付を行いません。

なお、各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は、不合格となります。したがって得点が上位であっても不合格となる場合があります。

試 験	開示請求できる者	開示内容	開示受付期間	開示場所
第1次	第1次試験受験者	第1次試験の合計得点および順位	第1次試験合格発表	滋賀県人事委員会事
試 験	試験 ならびに教養試験の正答数		の日から1か月間	務局(大津市京町四
第2次	第2次試験受験者	第1次試験の合計得点と第2次試	第2次試験合格発表	丁目1番1号 県庁
試 験		験の合計得点とを合算して得た総	の日から1か月間	東館6階)
		合得点および総合得点による順位		

※ 試験の日時、場所等を変更する可能性がありますので、滋賀県職員採用ポータルサイトで最新の情報を確認する

6	令和5年	(2023年)	6月20日	滋	賀	県	公	報	第 420 号